

行方市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

行方市長 鈴木 周也

行方市規則第32号

行方市財務規則の一部を改正する規則

行方市財務規則(平成17年行方市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第50条の2を削る。

第69条中「小切手」の次に「又は普通預金払戻請求書」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、通信回路を使用したデータ伝送の方法により行う場合は、小切手又は普通預金払戻請求書の振出しを省略することができる。

第71条第1項及び第3項中「小切手」の次に「又は普通預金払戻請求書」を加える。

第73条第2項中「小切手」の次に「又は普通預金払戻請求書」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、通信回路を使用したデータ伝送の方法により口座振替を行う場合は、小切手、普通預金払戻請求書、口座振込払依頼書その他これらに類する書類の送付を省略するものとする。

第181条第1項中「小切手」の次に「又は普通預金払戻請求書」を加える。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。